

教私第3502号  
平成30年2月28日

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の  
事業実施計画の募集について（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課から照会がありました。つきましては、標記補助金の交付を希望する場合は、下記により事業計画書を提出してください。期限までに連絡がない場合は、計画なしとして取り扱いますので、ご了承ください。

なお、提出様式等については、大阪府ホームページに掲載していますので、次のアドレスからご覧ください。

【大阪府ホームページ（申請書等様式）】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

- 1 提出書類 ・平成30年度理科教育設備整備費等補助金 事業計画書（様式1）  
・見積書の写し
- 2 提出方法 ・事業計画書（様式1） 電子メールによる  
・見積書の写し（1部） 郵送による  
※電子メールは件名及びファイル名を「(学校法人名) 理科設備事業計画」としてください。
- 3 提出期限 平成30年3月16日（金）
- 4 留意事項 別紙及び理科設備整備に関するよくある質問（Q&A）のとおり

〒540-8570 大阪府中央区大手前 3-1-43  
大阪府教育庁私学課  
小中高振興グループ 原  
TEL：06-6941-0351（内線 4856）FAX 06-6210-9276  
MAIL: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

1 事業計画書の作成にあたっては、次のことに留意してください。

- (1) 理科設備等を管理する台帳を整備していない学校に係るものは補助対象外とする。
- (2) 補助事業に要する経費の財源措置が確実でない学校に係るものは補助対象外とする。
- (3) 補助金の交付決定前に契約行為を行ったものは補助対象外とする。
- (4) 平成31年度開校予定の学校については、平成30年度補助事業の対象としない。
- (5) 小学校については取得価格が1組1万円未満の設備、中学校並びに中等教育学校の前期課程については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校並びに中等教育学校の後期課程については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象に含まないものとする。
- (6) 学校法人に対する国庫補助金が50万円未満となる場合は、原則として、補助金が交付されない。(事業実施計画を提出後、購入金額の変更により国庫補助金が50万円未満になった場合であっても、補助金が交付されない。)
- (7) 補助率は補助対象経費の2分の1とする。

2 国の今後のスケジュール（予定）

平成30年3月下旬	内定
5月21日（月）	交付申請書 提出締切
6月15日（金）	交付決定

※ 上記スケジュールはあくまで予定です。

今後の事務の進捗状況によって前後することがありますので、ご了承願います。